

学校教育の DX 推進に向けた有識者会議設置要綱

8 教企デ第 623 号

令和 8 年 7 月 30 日

(設置の目的)

第 1 東京都教育庁は、予測困難な時代を生きる子供たちの意欲を引き出し、主体的に学び続ける力を育むとともに、教育課題の解決に向けた教育 DX を推進し、子供たちの学び方、教員の教え方及び働き方の改革を図るため、「東京都学校教育情報化推進計画」に基づく取組の推進に関する事項を検討することを目的に「学校教育の DX 推進に向けた有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 有識者会議は、次の事項について意見を聴取する。

- (1) 都教育委員会のこれまでの学校教育の情報化に関する取組を踏まえた課題に関すること。
- (2) AI 時代に求められる資質・能力と学び方のあり方
- (3) 「新たな教育のスタイル」を踏まえた学習・評価データの利活用のあり方
- (4) 教職員の働き方を支える校務 DX 環境のあり方
- (5) 「東京都学校教育情報化推進計画」の改定に関すること。
- (6) その他、有識者会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第 3 有識者会議は、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する委員をもって構成する。

2 有識者会議は、意見を聴くために委員以外の構成員を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 有識者会議の設置期間は、毎年度、最初の委員会の実施日から当該年度 3 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 有識者会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 6 有識者会議は、教育長が招集する。

(公開)

第 7 有識者会議は、原則公開とする。

(謝金)

第 8 出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、講師等謝金支払基準（東京都教職員研修センター）に基づき決定する。

(事務局)

第 9 有識者会議の事務局は、東京都教育庁企画部デジタル推進課とする。

(その他)

第 10 この要綱で定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。